―敬老の日にちなんで―（統計インフォメーションより）

【高齢者の数は63万4,445人（９月15日現在）で過去最高】

９月15日の敬老の日にちなんで，９月15日現在の本県の高齢者の数を推計しました。なお，65歳以上のいわゆる老年人口を「高齢者」としています。

高齢者の数（634,445人），県総人口に占める割合（21.4%）とも過去最高（H20.9.15推計）

茨城県常住人口調査の結果を基に，平成20年９月15日現在の高齢者の数を推計すると634,445人となり，県総人口に占める割合は21.4%になります。この数値は人口，割合ともに過去最高です。

これを前年同時期の推計値と比べてみると，高齢者の人口は19,113人増加し，県の総人口に占める割合も0.7ポイント上昇しました。

男女別では，男性が278,934人，女性が355,511人で，女性が男性を76,577人上回っています。

表１　茨城県の高齢者人口（推計値・平成20年９月15日）

	総人口	高齢者の人口（65歳以上）	総人口に占める高齢者の割合	（前年同期の推計値）
男女計	2,968,213人	634,445人	21.4%	（20.7%）
男	1,476,301人	278,934人	18.9%	（18.2%）
女	1,491,912人	355,511人	23.8%	（23.2%）

注）茨城県常住人口調査結果をもとに推計。

なお，国勢調査の結果から本県の年齢３区分別人口割合の推移を見てみると，平成７年の調査までは高齢者（65歳以上）の割合はこども（0～14歳）の割合を下回っていましたが，平成12年以降はこれが逆転し，現在では高齢者がこどもの割合を上回っています。

図１　茨城県の年齢３区分別人口割合の推移

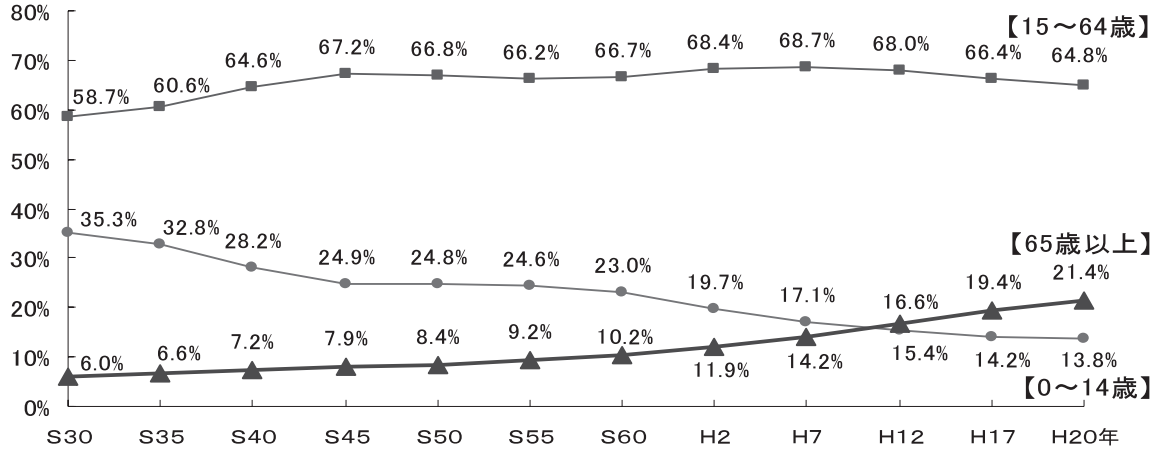

注）国勢調査結果より作成。各年10月１日現在。（ただし平成20年は９月15日現在の推計値。）

地域別では県南地域を除く各地域で高齢者割合が20%以上（H20.7.1常住人口調査結果）

茨城県常住人口調査の結果から，平成20年７月１日現在の地域別の高齢者の割合を見てみると，県南地域（19.4%）を除くいずれの地域でも20%を超えており，５人に１人以上が高齢者という状況になっています。

また，市町村別で見ると，大子町，常陸太田市，常陸大宮市，河内町，行方市，城里町，鉾田市，大洗町，稲敷市，茨城町の10市町で高齢者の割合が25%以上となっており，これらの市町をはじめ県内全ての市町村で前年同期より高齢者の割合が増加しています。

図２　高齢者人口割合が高い（低い）市町村（平成20年７月１日現在）

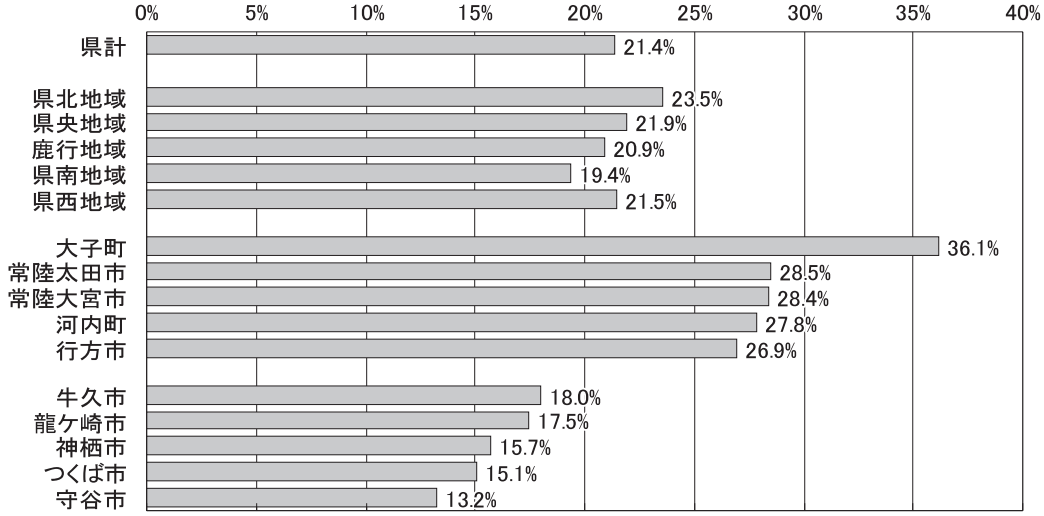

注）茨城県常住人口調査結果より作成。

表２　市町村別　高齢者の人口及び割合（平成20年７月１日現在）

	高齢者の人口		高齢者の人口の割合		
	（人）	対前年増減	（%）	割合の高い順	対前年増減
県計	630,200	19,122	21.2		0.6
県北地域	152,271	4,198	23.5		0.7
県央地域	103,488	2,595	21.9		0.6
鹿行地域	58,406	1,769	20.9		0.6
県南地域	191,421	7,926	19.4		0.7
県西地域	124,614	2,634	21.5		0.6
水戸市	54,627	1,657	20.7	31	0.6
日立市	46,209	1,585	23.7	16	1.0
土浦市	29,644	1,121	20.6	32	0.7
古河市	28,323	1,029	19.6	36	0.7
石岡市	19,603	474	24.4	15	0.7
結城市	11,240	341	21.6	24	0.7
龍ケ崎市	13,829	725	17.5	41	0.9
下妻市	9,542	123	21.0	28	0.5
常総市	14,409	288	21.9	23	0.5
常陸太田市	16,511	177	28.5	2	0.7
高萩市	7,827	227	24.6	13	1.0
北茨城市	11,880	119	24.8	12	0.6
笠間市	18,238	399	22.7	18	0.6
取手市	24,374	1,421	22.2	21	1.4
牛久市	14,372	956	18.0	40	1.0
つくば市	31,524	1,125	15.1	43	0.4
ひたちなか市	29,439	1,241	18.9	39	0.7
鹿嶋市	13,344	734	20.4	33	1.0

	高齢者の人口		高齢者の人口の割合		
	（人）	対前年増減	（%）	割合の高い順	対前年増減
潮来市	6,997	253	22.6	19	0.9
守谷市	7,763	502	13.2	44	0.5
常陸大宮市	13,225	74	28.4	3	0.4
那珂市	12,610	419	23.2	17	0.8
筑西市	24,750	439	22.5	20	0.6
坂東市	12,026	265	21.1	27	0.6
稲敷市	12,014	170	25.1	9	0.6
かすみがうら市	9,460	212	21.3	26	0.5
桜川市	11,756	18	24.9	11	0.3
神栖市	14,674	546	15.7	42	0.5
行方市	10,448	21	26.9	5	0.3
鉾田市	12,943	215	25.6	7	0.6
つくばみらい市	8,815	425	20.8	30	0.6
小美玉市	11,226	280	21.4	25	0.7
茨城町	8,733	211	25.0	10	0.7
大洗町	4,720	14	25.4	8	0.4
城里町	5,944	34	26.5	6	0.5
東海村	7,045	389	19.3	37	0.9
大子町	7,525	△ 33	36.1	1	0.5
美浦村	3,575	87	20.3	34	0.7
阿見町	9,239	393	19.3	37	0.8
河内町	2,916	27	27.8	4	0.6
八千代町	5,160	17	22.1	22	0.2
五霞町	1,948	14	20.2	35	0.4
境町	5,460	100	21.0	28	0.5
利根町	4,293	288	24.5	14	1.8

注）茨城県常住人口調査結果より作成。

都道府県別では茨城県の高齢者の割合は全国平均より低い（H19.10.1総務省推計人口）

総務省統計局が推計した平成19年10月１日現在の都道府県別推計人口によると，総人口に占める高齢者の割合は，茨城県では20.7％です。これは全国平均の21.5％を0.8ポイント下回っており，全国順位では低いほうから10番目です。

高齢者の割合が最も高いのは島根県で，秋田県，高知県がこれに続いています。

また前年同期の推計値と比べると，全ての都道府県で高齢者の割合が増加しています。

図３　高齢者人口割合が高い（低い）都道府県（平成19年10月１日現在）

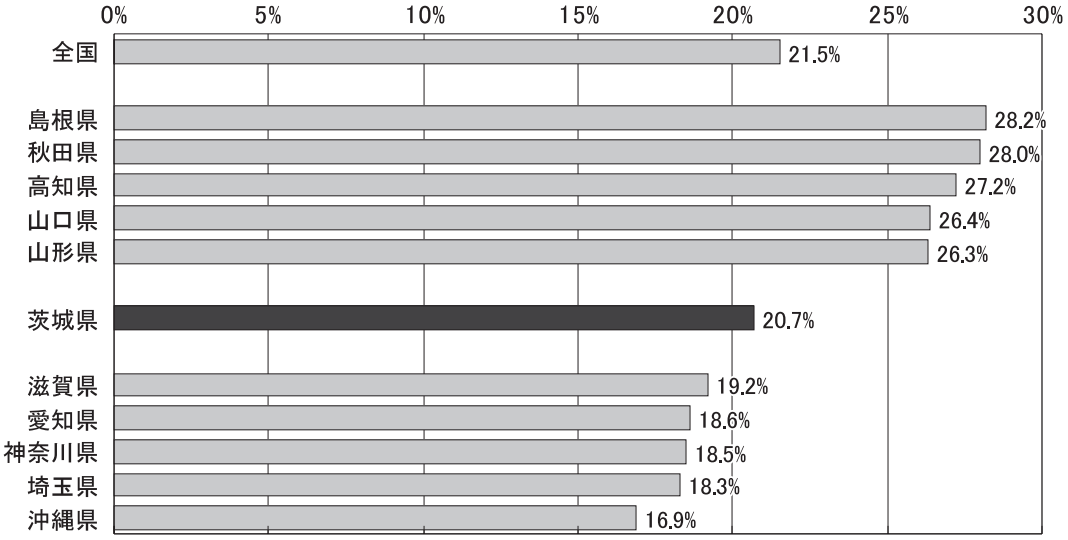

注）総務省統計局「平成19年10月１日現在推計人口」より作成。

表３　都道府県別　高齢者の人口及び割合（平成19年10月１日現在）

	高齢者の人口		高齢者の人口の割合		
	（千人）	対前年増減	（%）	割合の高い順	対前年増減
全国	27,464	860	21.5		0.7
北海道	1,274	33	22.9	26	0.7
青森県	336	5	23.9	20	0.6
岩手県	351	5	25.8	6	0.6
宮城県	493	11	21.0	36	0.5
秋田県	314	3	28.0	2	0.6
山形県	315	2	26.3	5	0.4
福島県	490	8	23.7	21	0.5
茨城県	**614**	**19**	**20.7**	**38**	**0.7**
栃木県	413	11	20.5	39	0.5
群馬県	441	12	21.9	32	0.7
埼玉県	1,294	69	18.3	46	1.0
千葉県	1,176	58	19.3	42	0.9
東京都	2,509	94	19.7	41	0.6
神奈川県	1,641	80	18.5	45	0.8
新潟県	602	10	25.0	13	0.5
富山県	272	7	24.6	18	0.7
石川県	261	8	22.3	29	0.7
福井県	193	4	23.7	21	0.6
山梨県	202	4	23.1	25	0.6
長野県	545	12	25.0	13	0.6
岐阜県	469	14	22.3	29	0.7
静岡県	835	27	22.0	31	0.7
愛知県	1,368	57	18.6	44	0.7

	高齢者の人口		高齢者の人口の割合		
	（千人）	対前年増減	（%）	割合の高い順	対前年増減
三重県	425	12	22.6	27	0.6
滋賀県	268	10	19.2	43	0.6
京都府	571	19	21.7	34	0.8
大阪府	1,803	78	20.5	39	0.9
兵庫県	1,197	42	21.4	35	0.7
奈良県	307	12	21.8	33	0.9
和歌山県	260	5	25.5	8	0.7
鳥取県	150	1	25.1	12	0.5
島根県	206	3	28.2	1	0.6
岡山県	463	11	23.7	21	0.6
広島県	643	20	22.4	28	0.7
山口県	389	7	26.4	4	0.7
徳島県	204	3	25.5	8	0.6
香川県	245	4	24.4	19	0.6
愛媛県	366	6	25.2	11	0.6
高知県	213	3	27.2	3	0.6
福岡県	1,062	29	21.0	36	0.6
佐賀県	203	3	23.6	24	0.5
長崎県	360	5	24.8	15	0.6
熊本県	452	7	24.7	16	0.4
大分県	306	6	25.4	10	0.6
宮崎県	282	5	24.7	16	0.6
鹿児島県	444	4	25.7	7	0.4
沖縄県	232	6	16.9	47	0.4

注）総務省統計局「平成19年10月１日現在推計人口」より作成。

高齢者人口の過去・現在・未来

５年ごとに行われる国勢調査結果で本県の総人口に占める高齢者人口割合の推移を見てみると，大正９年の調査開始以降，昭和35年頃までは６％程度で推移していましたが，その後は年々上昇し，昭和60年には10.2％と10％を超え，平成17年には19.4％まで上昇しました。

さらに，国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると，高齢者人口の割合は全ての都道府県で今後一貫して増加すると見られており，本県でも平成42年には33.4％まで増加して，県民のおよそ３人に１人が高齢者になると推計されています。

なお，本県の高齢者の数は，平成13年４月に505,419人と50万人を超え，平成19年１月には600,424人に達し60万人を超えました（茨城県常住人口調査結果）。国立社会保障・人口問題研究所の推計では今後も増加傾向が続くと見られていますが，本県では平成32年頃から高齢者の数は横ばいになるものと推計されています。

図４　茨城県の高齢者人口の推移（各年10月１日現在）

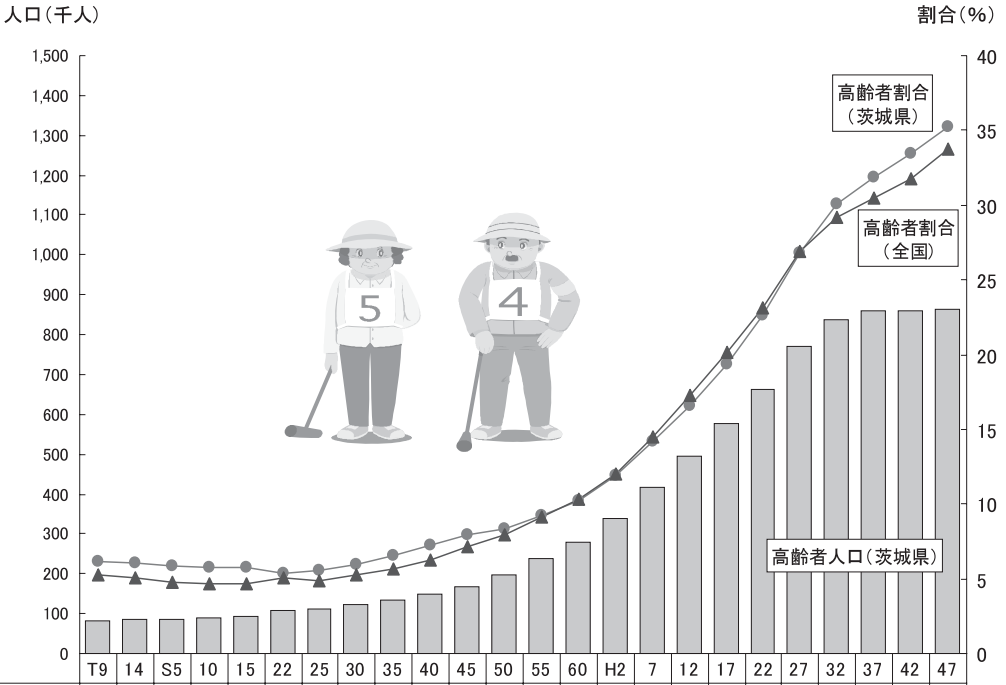

	T9	14	S5	10	15	22	25	30	35	40	45	50	55	60	H2	7	12	17	22	27	32	37	42	47
高齢者人口（茨城県）	84	86	87	89	93	109	113	123	134	148	169	196	236	279	339	419	496	576	663	771	839	859	861	862
高齢者人口割合（茨城県）	6.2	6.1	5.8	5.7	5.8	5.4	5.5	6.0	6.6	7.2	7.9	8.4	9.2	10.2	11.9	14.2	16.6	19.4	22.6	26.8	30.1	31.9	33.4	35.2
高齢者人口割合（全国）	5.3	5.1	4.8	4.7	4.7	5.1	4.9	5.3	5.7	6.3	7.1	7.9	9.1	10.3	12.0	14.5	17.3	20.1	23.1	26.9	29.2	30.5	31.8	33.7

注）大正９年から平成17年までは国勢調査結果。平成22年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口（平成19年５月推計）」の推計値。

―茨城県常住人口調査について―

茨城県常住人口調査は，国勢調査の間における県内各市町村ごとの人口及び世帯の移動状況を明らかにするために，県統計課が実施しているものです。国勢調査による人口及び世帯数を基礎とし，これに毎月，市町村から報告のあった出生・死亡・転入・転出者数及び世帯数の増減数を加えて推計しています。

統計調査員制度について

1　統計調査員の仕事

統計調査員は，総務大臣等又は都道府県知事から任命される非常勤の公務員として，国勢調査，労働力調査，家計調査，工業統計調査，商業統計調査などの統計調査に従事しています。

具体的には，調査対象である世帯や事業所などに，調査票を配布するとともに，調査票に正しく記入していただけるよう，統計調査の趣旨や内容などについて説明を行います。記入された調査票を回収し，その点検・整理などの仕事を行っています。

○国勢調査・・・・日本国内の人口，世帯，就業者からみた産業構造などの状況を明らかにすることを目的に５年ごとに実施。
○労働力調査・・・完全失業率など雇用・失業情勢を明らかにすることを目的として毎月実施。
○家計調査・・・・国民生活における家計収支の実態を明らかにすることを目的として毎月実施。
○工業統計調査・・従業者数，製造出荷額など工業の実態を明らかにすることを目的として毎年実施。
○商業統計調査・・従業員数，年間商品販売額など商業の実態を明らかにすることを目的として５年に２回実施

2　統計調査員が担う役割

統計調査員は，調査対象の方々を訪問し，調査票の記入依頼や調査票の回収・点検といった統計調査の仕事の中でも基本的で重要な部分を受け持っています。

統計調査員が回収した調査票は,「統計」としてまとめられ,統計調査の結果として世の中に公表され,それは国や地方公共団体を始め様々なところで広く利用されています。

3　統計調査員の待遇など

〈統計調査員の身分〉

統計調査員は，総務大臣等や都道府県知事から，統計調査の都度任命される公務員です。

任命期間中は，国・都道府県・市町村に勤務する職員と同様に公務員の身分を有しますが，その業務が一時的なものであるため，非常勤の国家公務員又は地方公務員とされています。なお，職務の特殊性から，一般の公務員とは異なった取扱いがされており，例えば，営利事業の従事制限はありません。

〈統計調査員の報酬〉

統計調査員には，調査活動に従事した対価として，法律や条例の規定に基づき，報酬が支払われます。報酬額は，統計調査員の種類や調査活動にかかる日数などを考慮して定められています。

〈統計調査員の災害補償〉

統計調査員は，非常勤の公務員ですから，調査活動中（任命期間中）に災害（交通事故など）に遭った場合には，一般の公務員と同様に，法律や条例の規定に基づいて，公務災害補償が適用されます。

〈統計調査員の表彰〉

特に功績の顕著な統計調査員に対しては，叙勲や藍綬褒章が贈られているほか，総務大臣，農林水産大臣，経済産業大臣など各統計調査の実施者から，それぞれの統計調査について功績のあった者に対して，表彰が行われています。また，これとは別に，都道府県知事や一部の市町村長からの表彰も行われ

ています。

〈統計調査員の義務（守秘義務）〉

　統計調査の項目には他人に知られたくない事項も含まれていますので，調査対象から正しい内容を申告していただくため，統計調査員は，統計法で秘密の保護が義務づけられており（守秘義務），秘密を漏えいした場合などには，罰則が適用されることとなっています。

○統計調査員の仕事の流れ（標準的なもの）

流　れ	内　容
都道府県・市町村が行う 統計調査員事務打合せ会（説明会） に出席	・辞令や統計調査員証を受け取ります。 ・調査に必要な用品を受け取ります。 ・受け持つ地域の地図を受け取ります。 ・調査内容，調査方法などについて説明を受けます。
調査の準備	・「統計調査員の手引き」など，説明会で配布された資料をよく読み，調査内容を理解します。 ・調査用品の数量などを確認します。 ・調査を受け持つ地区を実際に確認します。
調査対象を訪問	・統計調査の目的などを説明し，調査への協力についてお願いします。
調査票の記入依頼	・「調査票」の記入を依頼します。 ・記入方法や記入上の注意事項を説明します。 ・後日の回収日時を確認します。
調査票の回収・点検	・約束した回収日時に再訪問します。 ・回収した調査票に記入漏れなどがないかチェックします。
都道府県・市町村へ 調査票を提出	・調査票を決められた期日までに提出します。 ・提出書類の確認を受けます。